

「練馬区役所等清掃および庁舎案内業務委託」にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区役所等清掃および庁舎案内業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区役所等清掃および庁舎案内業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、
最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所 ほか
- (4) 業務内容 仕様書（別紙1）による
- (5) 概算経費 194,329,100円（税別）/年
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 過去5年（令和3年度～令和7年度）以内に自治体で「清掃」および「庁舎案内」の業務委託または、これに類似する業務実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4 - 1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 7 年 9 月 16 日（火）
見学	令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 30 日（火）
参加申込書受付期間	令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 30 日（火）
質問受付期間	令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 10 月 2 日（木）
質問回答日	令和 7 年 10 月 9 日（木）
提案書類受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）～ 21 日（火）
一次審査 結果通知	令和 7 年 12 月 5 日（金）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 12 月 15 日（月）～ 19 日（金）
第二次審査 結果通知	令和 8 年 2 月 4 日（水）

4 - 2 見学

見学を希望する事業者は、必ず事前に電話で予約をすること。

- (1) 見学可能日時 令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 9 月 30 日（火）午前 9 時から午後 5 時
- (2) 見学予約先 総務課庁舎管理係 電話 03-5984-1091（直通）担当：石山
- (3) 見学方法 当日に別途指定する範囲について自由見学とする。
当日は、練馬区役所本庁舎 1 階にある総務課庁舎管理係の窓口に来庁し、指定の腕章をつけて見学すること。
- (4) 人数 一事業者あたり 2 名までとする。

4 - 3 応募方法

応募を希望する者は、参加申込書（様式 1）を以下のとおり提出すること。期日までに提出のない事業者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 受付期間 令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 30 日（火）午後 5 時必着
- (2) 受付方法 メール、FAX、窓口受付
メール、FAX で提出する場合は、送信後、電話にて着信確認の連絡をすること。区担当者の確認をもって受付完了とする。
- (3) 受付場所 練馬区役所本庁舎 1 階 総務部総務課庁舎管理係
メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp / FAX 03-5984-1248
- (4) 提出書類 参加申込書（様式 1）

4 - 4 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式 2）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

- （１） 質問期間 令和 7 年 9 月 17 日（水）～ 10 月 2 日（木）午後 5 時必着
期限を過ぎた質問は受け付けない。
- （２） 質問方法 メール、F A X *送信後、電話にて着信確認の連絡をすること。
- （３） 担当部署 総務部総務課庁舎管理係
メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp / FAX 03-5984-1248
- （４） 回答方法 令和 7 年 10 月 9 日（木）までに参加申込書を提出した全事業者に質問者名を伏せたうえでメールまたは F A X にて回答する。

4 - 5 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等について、以下の内容で書類を提出すること。

- （１） 受付期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～ 10 月 21 日（火）午後 5 時必着
* 提出は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- （２） 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
- （３） 提出場所 練馬区役所本庁舎 1 階 総務部総務課庁舎管理係
- （４） 提出書類 提出書類一覧（別紙 2）のとおり
- （５） 提案書等の差し替えおよび再提出
受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

4 - 6 辞退

応募受付を完了した者が参加を辞退する場合は、以下のとおり申し出ること。

- （１） 辞退申出期限 令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時必着
- （２） 提出書類 辞退届（代表者印を押印したもの、様式自由）
- （３） 提出場所 4 - 5 と同じ

4 - 7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点を基に 3 者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和 7 年 12 月 5 日（金）までに書面により通知する（一次審査通過者には二次審査日を併せて通知する。）。

4 - 8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和 7 年 12 月 15 日（月）～ 19 日（金）のいずれか 1 日（予定）に、提案書等の内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は 1 者あたり 35 分（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分）とする。
審査結果は令和 8 年 2 月 4 日（水）までに書面により通知する。

4 - 9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	経営状況、経営規模、契約不適合時の責任能力
業務実績	過去 5 年間における行政機関との契約実績
実施体制	業務責任者の要件および配置、人員配置体制・連携、研修体制
信頼性・対応力	危機管理体制・苦情・事故の対応、個人情報保護・法令遵守
提案内容	清掃業務および案内業務の理解度、提案内容の的確性・具体性
区民雇用の促進	区民雇用の促進
区内事業者である	区内に本店を有する
その他	地域貢献、社会貢献、環境配慮に関する具体的な記載

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	経営状況、経営規模、契約不適合時の責任能力
業務実績	過去 5 年における行政機関との契約実績
実施体制	業務責任者の要件および配置、人員配置体制・連携、研修体制
信頼性・対応能力	危機管理体制・苦情・事故の対応、個人情報保護・法令遵守
受託への意欲・熱意	練馬区役所の特徴を捉えた具体的な提案の有無
提案内容	清掃業務および案内業務の理解度、提案内容の的確性・具体性
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力、本件を主に担当する者の評価
見積価格	見積価格の妥当性
区民雇用の促進	区民雇用の促進
区内事業者である	区内に本店を有する
その他	地域貢献、社会貢献、環境配慮に関する具体的な記載

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙3）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区総務部総務課庁舎管理係 石山

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎 1 階

電話03-5984-1091(直通) / F A X 03-5984-1248 / メールCHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp